

主要国における部門分類の考え方

	イギリス	フランス	カナダ	オーストラリア
公的部門／民間部門の分類				
一般原則	<p>政府による支配の有無で判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支配とは、一般的な経営方針を決定できること ・このような支配力は、役員の任命、議決権の過半の保有、特別法令、規制等により行使される。契約上の取り決めを通じた支配の可能性も含まれる。 ・より軽微な支配が組み合わさっている場合は、総合的な影響度を考慮。 	<p>一般政府に該当するかどうかの分類基準の中では、公民を区分する基準として、政府による支配の有無で判断(ESA95に基づく)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支配とは、必要に応じて役員等を任命することにより、一般的な経営方針や計画を決定できること ・50%以上の所有は十分条件だが必要条件ではない。経営方針決定権や役員人事権を与える特別法令・規制によっても支配できる。 	<p>政府による支配の有無で判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支配とは、取締役会における戦略的意思決定過程に影響を及ぼすことができること(戦略的意思決定には、資産の取得・処分、CEOの任命、資源配分、業務多角化等が含まれる)。 ・企業に関して政府が議決権の50%以上を保有していれば、公的企業に分類。 ・この他、政府規制による設立、政府が最大の議決権保有者か、役員の任命権、一般的方針の経営決定権、法的協定による支配、等々を総合的に判断。 ・間接支配も考慮する。 	<p>政府による支配の有無で判断(政府又は他の公的部門主体により支配されていれば公的部門に分類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支配指標には、役員の任命権、命令や実施の決定権が含まれる。株式の50%以上を保有していれば、支配していると判断。
公的企業の子会社の取扱	政府による支配が認められる限り公的部門に含まれる。	企業部門を民間企業と公的企業には分けていないため、このような問題に対処する基準や経験はない。	政府による支配が認められる限り公的部門に含まれる。	政府による支配が認められる限り公的部門に含まれる。
民営化が段階的に行われる場合の移行期間中の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・公的部門がもはや支配力を持たないと判断される時点で、民間部門に切り替え。 ・QinetiQ(防衛関連の公的企業)のケースでは、2003年時点で政府の議決権割合が過半数を割ったが、配当支払や一定額の資産購入・売却には防衛省の承認が必要であるなど、公的部門に分類できるだけの支配力を政府は保持していると判断し、この時点では公的企業のままとした例がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・政府持ち分が50%を下回り、政府支配がなくなった時点で民間企業に分類替え ・政府の民営化方針等を考慮して法人化時点で民間企業に分類替えすることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府または公的部門の支配がなくなった時点で民間部門に切り替え。 ・法人化自体(支配に関する変更はないケース)は、法的ないし運営上の変化とみなされ、部門分類に影響を及ぼす経済的な変化とはみなされない。 ・政府の方針・意図等は、現時点の分類を判断する際に重要とはみなさない。
一般政府／公的企業の分類(市場性の有無の判断)	<p>収入源の性質により判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入の過半が税や補助金であれば、市場性がないと判断し、一般政府に分類。 ・収入の過半がそれ以外の収入である場合は、当該収入金の性質(税に該当するか、提供サービスの対価か)で判断。 	<p>売上高が恒常的に生産費用の50%を下回っていれば、市場性がないと判断し、一般政府に分類。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・数値基準はない。 ・関連指標(所得税が免税か、顧客は政府のみか、政府サービスを提供しているか、消費者に購入の選択権があるか、赤字が政府からの移転・補助金で補填されているか、政府に利益・配当を納めているか、自らの裁量で借入ができるか、等)を総合判断。 	<p>売上げによりカバーされる費用の割合で判断。厳密ではないが、高い割合(90%のオーダー)が売上げによりカバーされていれば、経済的に意味のある価格と判断。</p>